環境委員会資料
令和６年11月21日

１　令和６年第４回定例会提出予定議案の説明

（４）議案第１８５号

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料　川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上下水道局

説明内容

1　水道法施行令の一部改正の主な内容

（布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し）

2　川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

3　条例改正の内容

3-1　布設工事監督者の資格要件（第３条）

3-2　水道技術管理者の資格要件（第４条）

4　条例新旧対照表

1　水道法施行令の一部改正の主な内容

（布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件見直し）

（１）布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件見直しの背景

水道整備・管理行政の機能強化や携わる職員数の減少に伴い、水道法にて水道事業者に設置が定められており、水道法施行令にて資格要件が定められている**布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、資格要件の見直しが行われた。**

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正（令和６年３月２９日公布、布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件の改正部分は令和７年４月１日施行）

（２）条例改正に関係する水道法施行令の一部改正の主な内容

ア　下水道等の他の社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化を図るため、**布設工事監督者の資格要件について、**現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、**下水道等に関する実務経験を含めることとされた。**

イ　水道施設の老朽化や耐震化へ対応するための工事等の増加や水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者の確保が困難となっていることから、**布設工事監督者の学歴及び学科要件において土木工学科（土木科）以外の課程を追加することとされた。**

ウ　**布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件について、**現行では**大学の土木工学科又はこれに相当する課程において**衛生工学又は水道工学に関する学科目を履修した者は、必要とする実務従事経験年数を１年間短縮しているところ、**履修科目にかかわらず、３年以上の実務従事経験を必要とすることとされた。**

2 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

川崎市の対応

第２次地域主権改革一括法に伴う、水道法の一部改正（平成24年4月1日施行）において、**水道事業者が地方公共団体である場合には、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を**政令（水道法施行令）で定める要件を参酌して**条例で定めることとなったため、川崎市では「川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」にて資格要件を定めている。**

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の規定

国	「水道法施行令」
	第５条（布設工事監督者の資格）及び第７条（水道技術管理者の資格）
川崎市	「川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」
	第３条（布設工事監督者の資格）及び第４条（水道技術管理者の資格）

3 条例改正の内容

3-1 布設工事監督者の資格要件（第３条）

分類			技術上の実務経験※
大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	~~衛生工学又は水道工学を履修~~	~~２年以上~~
		~~上記以外を履修~~	３年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程		４年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		５年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程		６年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		７年以上
	機械科・電気科又はこれに相当する課程		８年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上
上下水道事業管理者が上記と同等以上の技能を有すると認める者			

※技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること

衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者について、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこととするもの

機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれに相当する課程を修めて卒業した者について、必要とする技術上の実務経験年数を「10年」から短縮するもの

水道以外の工業用水道、下水道、道路又は河川に関する経験年数も算入することを可能とするもの

3 条例改正の内容

3-2 水道技術管理者の資格要件（第４条）

分類		技術上の実務経験
~~布設工事監督者の資格を有するもの~~		~~不要~~
大学卒業	土木工学	３年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	４年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	５年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	５年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	６年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	７年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	７年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	８年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	９年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
上下水道事業管理者が上記と同等以上の技能を有すると認める者		

衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者について、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこととするもの

「布設工事監督者の資格を有するもの」が削除されたことに伴う所要の整備を行うもの

4 条例新旧対照表

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例 平成24年12月14日条例第95号 （布設工事監督者の資格） 第３条　法第12条第２項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （２）　学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （４）　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験	○川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例 平成24年12月14日条例第95号 （布設工事監督者の資格） 第３条　法第12条第２項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 （１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （２）　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （３）　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （新設）

4 条例新旧対照表

改正後	改正前
を有する者に限る。）	
（５） 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	（４） 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（６） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	（新設）
（７） 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	（５） 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（８） 上下水道事業管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	（６） 上下水道事業管理者が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第４条 法第19条第３項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。	第４条 法第19条第３項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
（１） 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（１） 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
（２） 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに	（２） 前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに

4 条例新旧対照表

改正後	改正前
相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （３）　10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （４）　上下水道事業管理者が前３号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （３）　10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （４）　上下水道事業管理者が前２号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者